資料 3-5

二番町計画の検討ステップ

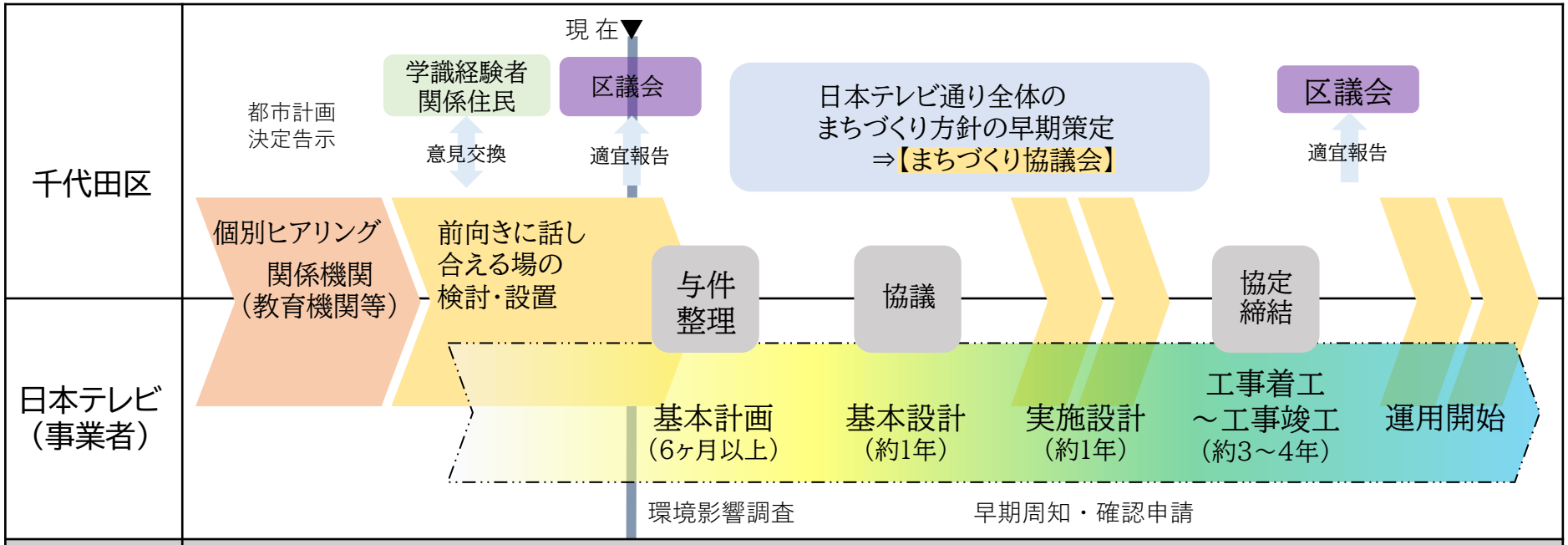

附帯決議

(1)事業の具体化に当たっては、**地区内の融和に向けて**事業者・関係住民・関係機関などとともに真摯な努力を重ねること。

(2)地区計画の決定事項である高さや容積率はそれぞれその上限を定めたものであり、事業者が地区の要望を受け止めて上限に対してゆとりを持った計画内容とすることを妨げるものではないので、**今後の建築物の設計段階**においてその可能性について事業者と十分に協議すること。
また、計画されている公共的施設の在り方を含め、様々な観点から質の高い計画になるよう十分に協議すること。

(3)地区計画によって確保された地区施設の**管理運営のあり方について**は千代田区と事業者との協定によりその骨格が定められることとなるが、関係者の納得を得られるよう真摯な努力をし、当該協定（協定に基づく取り決めを含む）の決定、変更の手続きに遺漏がないよう慎重に進めること。

(4)上記(2)及び(3)については、それぞれの進展状況について適切な節目に応じて当審議会に報告すること。